



非上場株式の低額譲渡が争われた事例  
(東京高裁平成 30 年 7 月 19 日判決を踏まえて)

第 80 回 平成 30 年 10 月 18 日 (木)

発表者 若山 寿裕

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

---

## 目 次

### 非上場株式の低額譲渡が争われた事例

1. 事例の概要.....	1
2. 争点.....	3
3. 当事者の主張.....	3
4. 地裁の判断.....	6
5. 地裁判決の問題点.....	7
6. 高裁の判断.....	11
7. 検討（私見を交えて）.....	14
8. おわりに.....	15
9. 関係法令等.....	16

# 「非上場株式の低額譲渡が争われた事例」

東京地裁平成 29 年 8 月 30 日判決 (TAINS Z888-2119)

東京高裁平成 30 年 7 月 19 日判決 (TAINS Z888-2198)

## 1. 事例の概要

### (1) 概要

本件は、A株式会社（以下「A社」という。）の代表取締役であった被相続人庚が、所有していたA社株式のうち、72万5000株を、平成19年8月、有限会社B（以下「B社」という。）に対して譲渡したことにつき、相続により庚の平成19年分の所得税の納付義務を承継した原告（控訴人）らが、株式に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価（1株当たり75円・配当還元方式）と同じ金額として申告したところ、所轄税務署長（被告・被控訴人）が譲渡対価はその時におけるA社株式の価額（1株当たり2,505円・類似業種比準方式）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法第59条第1項第2号の低額譲渡に当たるとして更正処分等をした事例である。

なお、本件と同時に、庚の相続財産であるA社株式の評価方式が争われた事例（東京地裁平成29年8月30日判決）については、納税者主張の配当還元方式が認められ、確定している。

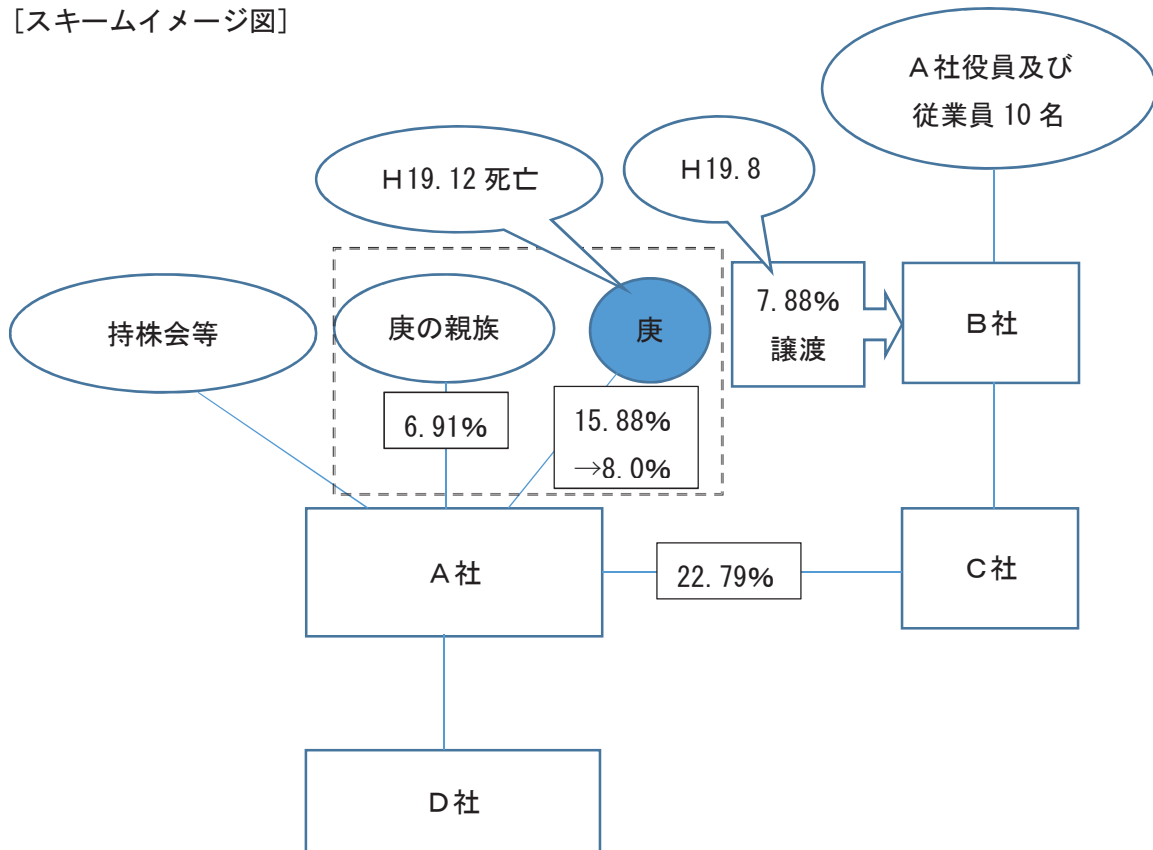
### (2) 経緯

- ・平成19年7月27日頃 D株式会社（以下「D社」という。）がA社株式の購入資金として、B社に対し54,375,000円の融資決定。
- ・平成19年8月1日 被相続人庚が、B社に対して、A社株式72万5,000株を譲渡
- ・平成19年8月10日 D社がB社に54,375,000円を融資。
- ・平成19年12月?日 被相続人庚死亡。原告が18万3,925株を相続により取得。
- ・平成20年1月7日 原告がA社の代表取締役会長に就任
- ・平成20年3月13日 準確定申告書の提出。1株75円。配当還元方式。
- ・平成20年3月25日 修正申告書の提出（不動産所得の誤り。）
- ・平成20年10月23日 相続税の申告
- ・平成22年4月21日 株式の譲渡価格を1株当たり2,990円であり、所得税法第59条第1項第2号の低額譲渡に当たるから、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額は1株あたり2,990円であるとして平成19年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（その後価格を2,505円に訂正）

■ A社の株主構成

株主	株式譲渡前		株式譲渡後	
	株数	割合	株数	割合
被相続人 庚	1,460,700 株	15.88%	735,700 株	8.00%
庚の親族 (庚一族計)	635,820 株 (2,096,520 株)	6.91% (22.79%)	635,820 株 (1,371,520 株)	6.91% (14.91%)
B社			725,000 株	7.88%
C社	2,224,400 株	24.18%	2,224,400 株	24.18%
A社経営研究会 持株会	2,210,730 株	24.03%	2,210,730 株	24.03%
A社従業員持株 会	2,315,150 株	25.16%	2,315,150 株	25.16%
その他の個人株 主	353,200 株	3.84%	353,200 株	3.84%

[スキームイメージ図]



■ 準確定申告による譲渡所得の計算

- ① 配当還元方式 @75円×725,000株=54,375,000円  
 ② 取得費 @50円×725,000株=36,250,000円  
 ③ 譲渡所得 ①-② =18,125,000円

■ 更正処分による譲渡所得の計算

- ① 類似業種比準方式 @2,505円×725,000株=1,816,125,000円  
 ② 取得費 収入金額×5% = 90,806,250円  
 ③ 譲渡所得 ①-② =1,725,318,750円

## 2. 争点

本件株式譲渡が所得税法第59条第1項第2号の低額譲渡に当たるか。

- ① 所得税基本通達59-6の(1)条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法。  
 ② 本件株式譲渡における譲渡代金額を持って時価といえるか。

## 3. 当事者の主張

(1) 所得税基本通達59-6の(1)の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法

被告の主張	原告らの主張
<p>所得税基本通達59-6の(1)は、取引相場のない株式について、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により、評価通達188の定めに基づき、その株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に当たるか否かを判断すべきことを定めたものである。</p> <p>これは、譲渡所得課税制度の趣旨が、譲渡人に帰属する資産の保有期間中の増加益を所得として課税する点にあることからすれば、その増加益は株式の譲渡人の譲渡直前の議決権割合により判定することが最も合理的といえるためである。</p>	<p>所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式の価額につき、一定の条件の下で評価通達の例により計算すべきものと規定し、その要件としての(1)は、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式等を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定すると規定している。他方で、同様の条件は評価通達188の(2)～(4)については規定されていない。</p>
<p>本件株式譲渡の直前において、自己及びその同族関係者の有するA社の議決権の合計数が同社の議決権総数の30%以上である株主(同族株主)はいないから、本件株式は、評価通達188の(1)及び(2)の株式に該</p>	<p>評価通達188の(3)のうち、「同族株主のいない会社」であるかどうかの判定(会社区分の判定)は、所得税基本通達59-6の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行うことになるとしても、「課税時期において</p>

<p>当しない。また、本件株式譲渡の直前において、庚及びその同族関係者（〇〇親族ら）は、A社の議決権総数の15%以上(22.79%)の議決権を有し、かつ、庚個人も、A社の議決権総数の5%以上(15.88%)を有していたから、本件株式は評価通達188の(3)及び(4)の株式にも該当しない。</p> <p>したがって、本件株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないから、評価通達178本分、179の(1)により原則的評価方法である類似業種比準方式により評価すべきことになる。</p>	<p>株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)は、その文言どおり株式の取得者の取得後の議決権割合により行うのが相当である。このような評価通達の文言に忠実な解釈は、実務上、通達も法律に準じ広く一般に周知され、納税者の指針となっていることに鑑みれば、租税法律主義の下で課税に関する予測可能性を保障するという要請にかなうものである。</p>
	<p>所得税法第59条第1項の趣旨は、譲渡人に帰属するキャピタルゲインの清算課税を行うというものであるが、このことから直ちに株式の価額の評価を譲渡人の議決権割合に基づいてすべきということにはならず、清算すべき「その時における価額」、すなわち客観的交換価値の評価の在り方が問題となる。取引相場のない株式の売買を行う場合には、譲受人が取得株式に期待するものが何かという譲受人側の事情が、取引価額の決定要素となり、譲受人が少数株主となる場合には配当を期待して売買価額を決定することになるため、配当還元方式により評価することが合理的である。</p>

## (2) 本件株式譲渡における譲渡代金額をもって時価といえるか

被告の主張	原告らの主張
	<p>所得税法上の低額譲渡の場合における適正価額の認定は、動態的評価の場面である。資産を売買する場合のような動態的評価の場面では、同じ資産であっても、売買に至る経緯や事情等の主観的要因により成立する取引価額は異なるから、当該取引の売買価額が適正であるかどうかの判断は、相当</p>

	<p>な幅をもって弾力的に行うべきである。</p> <p>そして、市場が形成されていない非上場株式等の動的評価の場合には、客観的な市場価額が存在しないことに加え、当該株式の議決権の程度棟の経営参画の法的度合いが異なることなど売買価額の形成に影響を及ぼす個別的要因を考慮する必要がある点で、適正価額の認定には極めて困難を伴う。そのため、利害相反する第三者間で成立した売買価額は、税務上、原則として正常な取引条件で成立した適正価額（時価）と取り扱われることになる。</p>
<p>庚は、A社の株主でもあるC社及びA社の役員らは庚の実効支配下にあったことなどから、A社のみならず、A社の役員らが株主であるB社においても極めて強い権限を有しており、これらの会社では、本件株式譲渡の前後を通じて株主総会や取締役会が開催されたことはなく、株式の移動や人事、報酬などの株主総会や取締役会で決定される事項は、全て庚が意思決定をするという庚による実効支配体制が確立していた。</p> <p>そして、本件株式譲渡の譲渡価額を決定するに当たり、庚やB社において合理的な検討はされておらず、本件株式譲渡は、〇〇一族が有するA社の議決権割合を15%未満にして相続税負担を軽減させることを目的に行われたものである。</p> <p>以上によれば、本件株式譲渡における譲渡価額は、純然たる第三者間で種々の経済性を考慮して算定されたものではなく、時価であるとは言えない。</p>	<p>本件の場合、B社は、既存のA社の持株会を補完するものとしてA社の役員や従業員の福利厚生を目的に設立され、現に株主の負担においてB社への出資がされており、B社から株主への配当もされている等、B社は、庚とは独立した第三者であり、本件株式譲渡は、利害相反する第三者間で行われたものである。</p> <p>そして、A社の少数株主となるに過ぎないB社にとって、本件株式の実質的な経済価値は、配当への期待のみであり、このような株主の主観的事情を考慮すれば、本件株式を配当還元方式により評価することは当然であるから、本件株式譲渡は「時価」によりなされたものである。</p>

#### 4. 地裁の判断<sup>1</sup>

- (1) 本件は、A社の代表取締役であった被相続人庚が、所有していたA社株式のうち72万5,000株を、平成19年8月、B社に対して譲渡したことに付き、相続により庚の平成19年分所得税の納付義務を承継した原告らが、株式に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価（1株当たり75円・配当還元方式）と同じ金額として申告したところ、鶴見税務署長が、譲渡対価はその時におけるA社株式の価額（1株当たり2,505円・類似業種比準方式）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして更正処分等をした事案である。
- (2) 所得税基本通達59-6は、譲渡所得の基因となる資産が評価通達における取引相場のない株式に相当する株式であって売買実例のある株式等に該当しないものである場合の「その時における価額」とは、原則として、一定の条件の下に、評価通達の178から189-7までの例により算定した価額とする旨を定めている。
- (3) 所得税基本通達59-6が一定の条件を設けたのは、評価通達が本来的には相続税や贈与税の課税価格の計算の基礎となる資産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものであって、譲渡所得の収入金額の計算とは適用場面が異なることから、評価通達を譲渡所得の収入金額の計算の趣旨に則して用いることを可能にするためであると解される。
- (4) 譲渡所得に対する課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者（譲渡人）にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達188の(1)～(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時における価額の算定に適用する場合には、各定め中「(株主の)取得した株式」とあるのを「(株主の)有していた株式で譲渡に供されたもの」と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によることが相当であると解される。
- (5) 所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているのは、上記の趣旨を「同族株主」の判定について確認的に規定したものであり、上記の読み替え等をした上で評価通達188の(1)～(4)の定めを適用すべきであることを当然の前提とするものと解される。

<sup>1</sup> TAINS Z888-2119 判示事項引用。



(6) 本件株式譲渡直前の時点において、A社には合計して30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がおらず、A社は「同族株主のいない会社」に当たるから、A社株式は評価通達188の(1)及び(2)の株式には該当しない。また、株式譲渡直前の時点において、譲渡人である庚及びその同族関係者である親族らは、合計して15%以上の議決権を有し、庚個人も5%以上の議決権を有していたから、A社株式は、評価通達188の(3)及び(4)の株式にも該当しない。よって、A社株式は、評価通達178本文、179の(1)により類似業種比準方式により評価すべきこととなる。そして、その評価額は1株当たり2,505円となることが認められる。

(7) 本件株式譲渡の経緯や実態等に鑑みると、本件株式譲渡を原告らのいう利害相反する第三者間の取引とみることはできず、その対価をもってA社株式の時価ということとはできない。その他、類似業種比準方式によってはA社株式の客観的交換価値を適正に算定することができない特別な事情があるとは認められない。

## 5. 地裁判決の問題点

### (1) 地裁判決に基づく通達の「読み替え」の是非

法人に対する非上場株式の低額譲渡が争われる事例では、所得税基本通達59-6の要件が争われるが、多くはキャピタルゲイン課税の趣旨に触れ、その合理性を支持する内容となっている<sup>2</sup>。この点は本件の高裁判決でも支持されている。

しかしながら、地裁判決がその趣旨に基づく課税関係の整理を前面に押し出し、通達の読み替えによる判示をしたことについては、少なからず違和感がある。本件と別に相続税評価額が争われた事案<sup>3</sup>においては、結果的には、財産評価基本通達の文理解釈に基づいた判決が下され、相続財産としての評価額に関して納税者の主張(配当還元方式)が採用されているのに対比するにつれ、本件に関する地裁判決の読み替えが強引であることは否めないと感じられるところである<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 例えば、東京地裁平成25年10月22日判決(TAINS Z263-12315)(控訴審、上告審いずれも納税者の主張が棄却されている。)でも、「譲渡所得に係る資産の価額は、当該資産を譲渡した後の価値ではなく、その譲渡前において当該諸州者が所有している状態における価値により評価するのが相当である。」として、キャピタルゲイン課税の趣旨のもと所得税基本通達59-6の「譲渡直前」による株主区分の判定についての合理性を認めている。

<sup>3</sup> 東京地裁平成29年8月30日判決(TAINS Z888-2122)

<sup>4</sup> 品川芳宣名誉教授は、「このような結果については、勝手に憶測するに、同じ裁判官が両事件の判断を分かつことによって一つのバランスを採ったものともいえるが、理解に苦しむところもある。」(「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の価額」TKC税研情報(2018)VOL.27 NO1 38頁)と指摘する。

## (2) 法人税基本通達との齟齬

法人税基本通達 9-1-14 は、法人税法第 33 条第 2 項（資産の評価替えによる評価損の損金算入）の規定の適用に当たって、非上場株式等の価額について、財産評価基本通達による評価を準用しているが、所得税と異なり、財産評価基本通達 188 (1) の準用について、「譲渡直前」の議決権数による旨の規定はない。

## ■ 所得税基本通達と法人税基本通達の違い

	所基通 59-6	法基通 9-1-14
同族株主の判定	譲渡直前の議決権数	
中心的な同族株主に該当する場合の会社区分	小会社	小会社
1株当たりの純資産価額	土地等の評価 ＝譲渡又は贈与時の価額	土地等の評価 ＝事業年度終了時の価額
	法人税相当額の控除なし	法人税相当額の控除なし

所得税基本通達が、いわゆるキャピタルゲインへの課税を目的としているのに対し、法人税基本通達は、本旨として、期末における非上場株式の評価額の算定方法を規定した通達であり、非上場株式の所有を前提としていることから、同族株主の判定に関する取扱いが除かれているものと考えられ、その意味で、法人税基本通達における規定は、所有者（買主）の立場に立った通達と考えられる<sup>5</sup>。

また、法人税基本通達の規定は、その解説で、「関係会社間等において気配相場のない株式の売買を行う場合の適正取引価額の判定に当たっても、準用されることになろう。」<sup>6</sup>との解説が示されている。

これらの取扱いの整理から、地裁判決での読み替えを踏まえて、本件株式譲渡を個人・法人それぞれの立場から検討すると、次のようになる。

個人（譲渡者）庚	法人（譲受者）B社
譲渡前の議決権数で判定 →原則的評価方式（類似業種比準方式）	譲渡後の議決権数で判定 →特例的評価方式（配当還元方式）

ここで、仮に、本件の買主が個人であったとした場合に問題となる課税関係はみなし贈与の問題となるが、その場合は、買主の立場（譲渡後の議決権）による評価額によって、課税関係が整理されることになり、売主の立場（譲渡前の議決権）での議論は行われない。

<sup>5</sup> 渡邊正則『不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務の応用～裁決・判決から見た税務上の時価～』大蔵財務協会（2016年）67頁

<sup>6</sup> 小原一博『法人税基本通達逐条解説』税務研究会（2016年）718頁

これが、本件のように買主が法人となる場合、その法人に対する受贈益課税の問題はその法人の買主の立場（譲渡後の議決権）に基づいて議論が行われると同時に、売主である個人のみなし譲渡の課税関係が売主の立場（譲渡前の議決権）でも整理されることになり、取引によっては、売主と買主で異なる取引価額で課税関係がフィクションされることになる。

こうした地裁判決の論理に基づいて、株主区分の判定のタイミングを整理すると、下表の様になると考えられ、結果的には、みなし譲渡の場合においてのみ売主と買主で異なる取引価額のフィクションが生じ得るといった問題点が地裁判決には内在していると考えられる<sup>7</sup>。

#### ■地裁判決を前提とした場合の株主判定の整理

議決権判定		買主	
		個人	法人
売主	個人	売主：譲渡後の買主の議決権 買主：譲渡後の買主の議決権	売主：譲渡前の売主の議決権 買主：譲渡後の買主の議決権
	法人	売主：譲渡後の買主の議決権 <sup>8</sup> 買主：譲渡後の買主の議決権	売主：譲渡後の買主の議決権 買主：譲渡後の買主の議決権

この点について、地裁判決は、「そもそもそのような矛盾は所得税法第59条第1項第2号が低額譲渡として法人に対するもののみを規定していることに起因するものであるから、同号の規定を前提とした上で議決権割合の判定を譲渡人又は譲受人のいずれを基準として行うべきかという判断に直接影響は影響はしないというべきである。」として、株主区分の判定の問題とは無関係であるかのような判示をしている。

#### (3) 節税スキームの否認との関係

地裁判決では、本件株式譲渡後のB社の議決権割合が7.88%となることについて、「評価通達188を適用すれば、同項(3)の株式に該当し、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するから、配当還元方式による評価額を譲渡対価とした本件株式譲渡がB社にとって不合理な取引であったとはいえない。」として、買主側のB社にとって、株式譲渡後の議決権割合で取引価格とすることは問題としていない。

しかしながら、売主側の庚については、次のように判示し、もっぱら売主側の相続税負担の軽減を目的としたスキームであることに着眼して<sup>9</sup>、取引価額としての是非（第三者間取

<sup>7</sup> これらの点については、大淵博義「税務争訟における非上場株式の評価を巡る論点～最近の判例を中心として～」(平成30年4月・MJS判例研究会・特別講演)参照。

<sup>8</sup> 平成11年2月8日裁決(TAINS J57-3-23)は、法人がその代表者に対して額面金額で譲渡した非上場株式の価額を低額譲渡(寄附金)と認定し、旧法基通9-1-15(現9-1-14)に基づき純資産価額方式で評価することを相当としている。

<sup>9</sup> 本件を「明らかな租税回避事案」と指摘する向きも見られるが(白井一馬「相続対策・事業承継のための資本戦略」『税理』(2018.2)Vol61.No02(ぎょうせい)84頁)、講学

引としての認定の是非)を判断している。

「本件株式譲渡前には、単独でも 15.88%の議決権割合となる株式を有していたものであり、これを一括して他に譲渡するか、又はその一部に限って譲渡するとしても、その譲渡する議決権を合わせたA社での議決権割合が 15%以上となるような株主に対してこれを譲渡していれば、本件株式譲渡後の譲渡対価(1株あたり75円)よりも高額の種類比準方式による評価額(1株あたり2,505円)に相当する金額程度の対価を得られる可能性があり、(中略)あえてその有する株式のうちの一部のみをB社に対して譲渡したことによって、本件株式が事業経営への影響が著しく減退した少数株式となり、配当還元方式による評価額相当の低額な対価を得るにとどまったものである。このような譲渡をしたことの目的としては、庚の側では、自己が代表取締役社長を務めるA社の役員及び従業員が株主になって、平時においては敵対的な議決権行使等をしないことが一般的に期待できるB社に本件株式のみを譲渡することによって、A社における経営の安定を一定程度保持しつつ、本件株式の譲渡による対価収入を減らしてでも自身の相続人の相続税の負担を軽減する[上記認定事実(イ)]<sup>10</sup>ということ以外には考え難く、譲渡対価による収益を目的とする通常取引としても合理性には乏しいといわざるを得ない。また、本件株式譲渡において、庚の有する資産としての価値が真摯に検討されて、B社との交渉を経るなどして本件株式の譲渡価額が決定されたといった事情も認められない。」

しかしながら、譲渡価額の認定と売主側の相続税負担の軽減は本来別個の問題として捉えるべきではないだろうか<sup>11</sup>(この論理であれば、相続税評価額が争われた事案について、配当還元方式を否認すべきだったと考えられる。)

上の観点からいえば、これは租税回避事案ではなく、単に通達の規定の仕方の問題であると考えられる。

<sup>10</sup> 本件株式譲渡に関する事情について、「D社は、本件株式譲渡において代金の支払期限とされた平成19年8月10日、B社に対し、本件株式譲渡の代金と同額である5,437万5,000円を、利息年2.2%の割合、返済期限平成29年8月末日までなどとして貸し付け、B社は、この借入金を本件株式譲渡の代金支払の原資とした。本件株式譲渡について、庚は、自身の相続に係る相続税対策という目的を有していた。」と認定している。

<sup>11</sup> 品川芳宣名誉教授は、「本件株式譲渡の背景と実態を具さに検討し、甲一族及び関係会社間の株式の持ち合いは、甲らにとって評価通達上の評価の有利性を得るために行われたものであるから、結局、本件株式譲渡直前の甲の保有割合によって本件株式の価値を判断すれば足りる旨判示した。このような判示は、本件株式の譲渡が甲一族の節税のために行われていることも合理的に推測できるから、相当である。」(前掲注4 36頁)と指摘するが、節税目的を理由に文理の読み替えを是とする理由にはならないのではないだろうか。

## 6. 高裁の判断

(1) 本件では、所得税基本通達 59-6 の定める(1)から(4)までの条件のうち、(1)が妥当する範囲とその合理性の有無が問題となる。

すなわち、所得税基本通達 59-6 の(1)は、評価通達に定められた取引相場のない株式の評価方法を適用する際の条件として、「財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。」と定めている。これは、評価通達 188 の(1)は、「同族株主」につき、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上等である場合におけるその株主及びその同族関係者としてしているところ、その文理解釈だけでは、30%以上等である場合が、株式譲渡前の議決権について述べているのか、譲渡後の議決権について述べているのかは必ずしも明らかではないため、譲渡所得に対する課税が、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するという趣旨から、30%以上等という基準は、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により判定すべきことを定めたということができ、このこと自体の合理性は認めることができる。

ところが、被控訴人は、更に進んで、譲渡所得に対する課税の上記の趣旨から、評価通達 188 の(2)から(4)までに係る株主区分の判定についても、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張している。評価通達 188 の(2)及び(4)には、「株式取得後」と、同(2)から(4)までには「取得した株式」との文言があり、その文理からすると、株式譲渡後の譲受人の議決権割合を述べていることが明らかであるから、被控訴人主張のように理解するためには、同(2)及び(4)の「株式取得後」との文言を「株式譲渡前」と、同(2)から(4)までの「取得した株式」との文言を「譲渡した株式」と、それぞれ読み替えることを要し、所得税基本通達 59-6 の(1)は、そのような読み替えを定めたものと理解することが必要となる(所得税基本通達 59-6 が同基本通達の改正により定められた直後の平成13年当時、上記主張に沿う解説が示されている(乙103の10頁の「株主の態様による算定方式」の表参照)が、その後、上記のような読み替えを明確に示した解説等は、見当たらない。)。原判決も、この主張に沿う判断をしているものと解される。

(2) しかし、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解される所、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するの

が相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである。本件においては、本件株式が評価通達 188 の(3)の株式に該当するかどうか争われているところ、上記のとおり、所得税基本通達 59-6 の(1)が、評価通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかについて株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定める一方で、同(2)から(4)までについて何ら触れていないことからすれば、同(3)の「同族株主のいない会社」に当たるかどうかの判定(会社区分の判定)については、それが同(1)の「同族株主のいる会社」の対概念として定められていることに照らし、所得税基本通達 59-6 の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行われるものと解されるとしても、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

- (3) 被控訴人は、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するという趣旨から、評価通達 188 の(2)から(4)までについて、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張している。しかし、そのような解釈をするためには、上記のような「読み替え」が必要となるが、所得税基本通達 59-6 の(1)の文言は、評価通達 188 の(1)の「同族株主」について述べているのであるから、評価通達 188 の(2)から(4)までの「同族株主」以外の部分までが上記のように読み替えられて適用される旨を読み取ることは、一般の納税者にとっては困難である。

しかも、被控訴人の主張する譲渡所得に対する課税の趣旨から、上記「読み替え」を導き出すこと自体、所得税基本通達 59-6 の(1)があっても無理があるといわなければならない。すなわち、所得税法 59 条 1 項にいう「その時における価額」は、譲渡の時における資産の客観的交換価値で、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額(時価)を意味するのであり、譲渡人が会社支配権を有する多数の株式を保有する場合には、当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提とした経済的価値を有するものと評価され得る一方、当該株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有するにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることとなるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである。被控訴人の主張する譲渡所得課税の

趣旨(所有者に帰属していた増加益を清算して課税する。)といっても、上記のように成立した価額を基準に、所有者の有していた増加益を判断して課税することになるのであるから、上記譲渡所得課税の趣旨に反するというところまではできない。そのため、議決権割合の判定基準時を文理解釈で決定できない評価通達 188 の(1)について、上記譲渡所得課税の趣旨に基づく条件(所得税基本通達 59-6(1))を定めてその解釈を明確化することには、一定の合理性が認められるものの、株式取得後の議決権割合で判定する旨を定めていることが文理上明らかな評価通達 188 の(2)から(4)までについてまで、明文の定めもなく、上記譲渡所得課税の趣旨によって読み替えることは、所得税基本通達 59-6 の(1)があっても無理があるといわなければならない(なお、株式が分割して取引の対象となるという特性を有するものであることに鑑みると、会社支配権を有する多数の株式を保有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということとはできず、そのような分割譲渡について殊更に租税回避の意図を見出してこれを実質的に否認するような解釈を採ることは、私的自治の観点からも疑問があるものといわざるを得ない)。

そうすると、評価通達 188 の(2)から(4)までについては、上記の自由な取引において成立すると認められる価額について、譲渡人と譲受人の双方の会社支配の程度を考慮して規定された合理的な内容を有するものとして、これを読み替える明文の規定がない場合には、「同族株主のいない会社」の部分を除き、そのまま譲渡所得課税にも適用するのが相当である(所得税法基本通達 59-6 は、このことを定めたものとして合理性を有する)。仮に、所得税基本通達 59-6 の(1)の適用範囲について、評価通達 188 の(2)から(4)までについてまで被控訴人が主張するような解釈をとろうとするのであれば、上記に説示したような通達の重要性及び機能に照らし、その旨を通達上明確にしておくべきであって、通達の改正等を経ることなく解釈によりその実質的内容を変更することは、通達の定めを信頼して取引等について判断をした納税者に不測の不利益を与えるものであり、相当でないというべきである。

- (4) 以上によれば、本件株式が評価通達 188 の(3)の株式に該当するかどうかについて、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

なお、評価通達 188 の(3)について以上のように解すると、会社区分と株主区分の各判定の基準となる時期が異なることとなり、一文で定められている株式の要件に関して異なる判断基準が混在することになるが、会社区分の判定と株主区分の判定は論理的に関連するものではなく、前者について株式譲渡直前の議決権割合によって判定するからといって、後者についても当然に同じ基準によらなければならないという必然性がある

とはいえない。

以上によれば、被控訴人の前記主張は採用することができない。

## 7. 検討（私見を交えて）

### （1）課税の趣旨に基づく通達の読み替えの是非について

高裁判決では、「所得税基本通達 59-6 の(1)の文言は、評価通達 188 の(1)の「同族株主」について述べているのであるから、評価通達 188 の(2)から(4)までの「同族株主」以外の部分までが上記のように読み替えられて適用される旨を読み取ることは、一般の納税者にとっては困難である。

しかも、被控訴人の主張する譲渡所得に対する課税の趣旨から、上記「読み替え」を導き出すこと自体、所得税基本通達 59-6 の(1)があっても無理があるといわなければならない。」として地裁判決を批判し、文理解釈によるべきことを判示し、読み替えが必要な場合には通達改正をするべきであると指摘している。この点は、高裁判決の評価できる点となろうかと考える。

### （2）法人税基本通達との齟齬について

高裁判決では取引価額の決定については、「その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである。」という指摘程度に留まっており、法人税基本通達の取扱いと齟齬が生じる（すなわち、売主と買主で異なる取引価額がフィクションされることがあり得る）ということについての判示は見受けられない。この点に不足を感じるので、上告審に期待したい。

### （3）節税スキームの否認との関係について

高裁判決では、本件が節税スキームであることに着目した地裁判決について、「株式が分割して取引の対象となるという特性を有するものであることに鑑みると、会社支配権を有する多数の株式を保有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということとはできず、そのような分割譲渡について殊更に租税回避の意図を見出してこれを実質的に否認するような解釈を採ることは、私的自治の観点からも疑問があるものといわざるを得ない。」と批判している。この点は、「租税回避」という言葉が乱発される昨今において、意義のある判示であると考えられる。



## 8. おわりに

本件の課税処分が争われた平成19年分の所得税基本通達逐条解説(大蔵財務協会 P614)では、同通達の解説において「株主区分の判定は、譲渡(贈与)前の保有株数により判定すること。」とあり、この解説は平成29年発刊の最新版でも存置されている。

一方で、法人税基本通達では、この文言に相当するものが削除されているためその解釈について少なからず議論が惹起されている<sup>12</sup>。

地裁判決では、「個人への譲渡と法人への譲渡とで矛盾が生じるとの指摘は、そもそもそのような矛盾は所得税法59条1項2号が低額譲渡として法人に対するもののみを規定していることに起因するものであるから、同号の規定を前提としたうえで議決権割合の判定を譲渡人又は譲受人のいずれを基準として行うべきかという判断に直接影響はしないというべきである」として、売主・買主双方で取引価額が異なることを問題としていないが、売主側の個人でのキャピタルゲイン課税が行われる一方で、買主側の法人では特例的評価方式のまま取得価額が維持されることに関しては違和感が残る。

上告審で、発表者が期待するような判断が示されるかどうかはともかくとして、高裁判決が所得税基本通達の厳格な文理解釈による判断を示したことは、所得税基本通達、延いては、法人税基本通達の両規定の矛盾を明確に浮き彫りにしたものと考える。上告審での判断と併せて、通達等の改正の有無についても注視したい。

<sup>12</sup> 「法人税法も所得税法もほぼ同様に規定しているが、財産評価基本通達の準用に係る留保条件のうち、「財産評価基本通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかは、株式等を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の保有株式数により判定すること」(所基通59-6(1))という条件が所得税基本通達にしかない。しかし、法人税基本通達逐条解説(税務研究会)において平成6年10月発行版までは「意図的に分割して行うような場合を除き、原則としてその売買取引の株数単位で(すなわち、買い手側の立場に立つて)本通達による評価の特例を準用することになろう。」と財産評価基本通達同様に譲渡又は贈与後の持ち株割合による原則的評価方式と特例評価方式の判定を解説していたが、その後平成11年6月発行版以降は同解説が削除されている。このことは法人税法においても同族株主に該当するかは、所得税基本通達同様に譲渡等直前の保有株数により判定をしていいということだろうか。」(土屋栄悦「非上場株式の取引価額と問題点」『東京税理士界』No.597)という指摘がある。この点、買主側の立場による判決を示した大分地裁平成13年9月25日判決(TAINS Z251-8982)(納税者勝訴で確定)が影響しているとの指摘がある。

## 9. 関係法令等

### 所得税法第 59 条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

### 2 （省略）

### 所得税法施行令第 169 条（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

法第 59 条第 1 項第 2 号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額とする。

### 所得税基本通達 59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）

法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23～35 共-9 に準じて算定した価額による。この場合、23～35 共-9 の(4)ニに定める「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の 178 から 189-7 まで（（取引相場のない株式の評価））の例により算定した価額とする。

- (1) 財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合（同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。）において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める

「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時の評価額によること。

- (4) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

**財産評価基本通達 188（同族株主以外の株主等が取得した株式）**

178「取引相場のない株式の評価上の区分」の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。

- (1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式  
 この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者（法人税法施行令第4条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。
- (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（課税時期において評価会社の役員（社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）の取得した株式  
 この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。
- (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式
- (4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（(2)の役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式

この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

**財産評価基本通達 188-2 (同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)**

前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額（183《評価会社の1株当たりの配当金額等の計算》の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。）を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより計算した金額によって評価する。

$(\text{その株式に係る年配当金額}) \div 10\% \times (\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}) \div 50 \text{円}$

(注) 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。